

## < レンタル利用規約 > 最終更新日 2022年5月16日

ぴよこ合同会社が運営する、「赤ちゃん用品レンタルアカレン」(以下、当店)のレンタル事業を利用する全てのお客様は、以下のレンタル利用規約に同意したものとみなします。

1. ご登録いただいている個人情報(氏名、住所、電話番号等)に変更が生じた場合は、速やかに当店までご連絡ください。
2. レンタル開始日とは、次のように定義されます。

日時指定配達の場合 → 商品が到着した日の翌日。

日時指定配達ではない場合 → 商品発送から4日後。

また、レンタル終了日とは、レンタル開始日を0日目として、レンタル期間を加えた日付を指します。全てのお客様は、レンタル終了日までに、レンタル品の配送業者への引き渡しを完了してください。

3. 商品を本来の目的以外には使用しないでください。
4. レンタル期間中、レンタル商品を第三者に貸与または譲渡することはできません。
5. 商品使用時のたばこの喫煙はご遠慮ください。
6. レンタル期間中、通常の使用範囲内で商品に不具合が生じた場合、可能な限り、同一の商品と無料で交換させていただきますが、在庫がない場合は、商品をご返却いただいた上で、残りのレンタル期間に応じた代金を返金させていただくことがございます。
7. 故意によるものや、通常の使用範囲外でついた、キズ、汚れ、臭いがある場合には、残額(販売価格-レンタル料金)をお支払いいただいた上、その商品を購入していただく場合がございます。
8. レンタル開始時に添付されていた取扱説明書や付属品を紛失された場合、実費分をご請求させていただきます。
9. レンタル延長・購入切替をご希望の場合は、レンタル終了日まで延長フォームで申込みまたはご連絡の上、案内にしたがって差額料金+手数料をお支払いください。

なお、レンタル終了日を過ぎてもご返却されない場合は、違約金として、差額料金+延滞金(1%/日)をご請求させていただきます。

10. レンタル終了日を2週間以上過ぎても商品のご返却がなく、また、差額料金のご支払いがない場合は、相応の法的措置を取らせていただく場合がございます。
11. 著しい規約違反が認められた場合には、レンタルサービスの停止、および損害分のご請求をさせていただきます。
12. 本契約の履行に関連して損害を被った場合、相手方に対し、当該損害の賠償を求めることができますが、両当事者の賠償責任は契約額を上限額とします。
13. レンタル期間の定義は以下の通りです。  
1週間=7日間  
1ヶ月間=31日間  
1年間=365日間  
(令和4年1月7日現在。予告なく変更される場合がございます。)

その他ご不明な点に関するお問い合わせは、

TEL:0120-987-145  
メールアドレス:staff@piyoko.com

〒343-0035 埼玉県越谷市大杉458  
ぴよこ合同会社

赤ちゃん用品レンタル  
**アカレン**